

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明 殿

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ
十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

令和元年6月
宮城県議会議長 佐藤 光 樹

福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書

東日本大震災の発災から、早くも8年3カ月が経過した。本県においては、未曾有の震災被害から立ち上がり、失われたふるさとを早期に取り戻すとの強い気概をもって、地域の復興に総力を結集し取り組んでおり、徐々にではあるが、復興に向けた歩みを着実に進めているところである。

こうした中、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に関しては、昨年8月下旬にトリチウム水の処分方法について福島県等で説明・公聴会が開催されたが、そこで示された海洋放出の方法は、水産業を基幹産業とする本県にとって、断じて容認できないものである。

このような現状のもと、本県はもとより、全国の消費者、さらに海外において、放射能汚染に対する不安が未だ払拭されず、農林水産物を中心とする本県産品に係る風評被害の収束を見通せない状況を招いている。このことは、本県産業の復興への歩みを著しく阻害するものであり、誠に由々しき事態である。また、放射能汚染による実害を含む原発事故由来の損害について、県内の生産者、事業者からは、依然として損害賠償に係る東京電力ホールディングス株式会社の対応に大変苦慮しているとの声が寄せられていることに加え、トリチウムを含む汚染水等の処理方法や汚染水の度重なる漏洩についても、これまで迅速な公表と丁寧な説明が適切に履行されてきたとは言えず、被害者の迅速かつ十分な救済について、懸念を抱かざるを得ない。

以上のような現況においては、地場産業の衰退による地域経済の疲弊すら懸念されるところであり、県内の生産者、事業者はもとより、県民に大きな不安を与えている。このような事態は、震災からの復興に総力を結集し取り組んでいる本県として、断じて容認できないものであり、現状の困難の解消のため、次の事項についての確実な実施を強く要請する。

1 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

(1) 賠償金の迅速かつ十分な支払について

出荷制限賠償等に係る取り扱いについては、平成 28 年 12 月に農林業者への新たな方針として、損害のある限り引き続き適切に賠償金を支払うことが示されたが、生産組合等の団体を介さずに請求を行っている生産者、事業者個人による賠償請求に対する支払率は依然として低い状況にある。風評による売上げの減少や取り引きの停止により、厳しい経営を強いられている生産者、事業者にとって、賠償金の支払遅延は、経営の圧迫に繋がるものである。

東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、原発事故に起因する被害が存在する限り、賠償金の迅速かつ十分な支払いに向け、必要に応じ社内体制や手続について見直すなど、あらゆる手立てを講じ万全を期すこと。

(2) 請求手続の一層の簡素化について

賠償請求に当たっては、被害の実態を挙証するため、証憑類の提出を要するところであるが、生産者、事業者は、そもそも賠償請求を想定していたものではなく、証憑類の準備に多大な時間と労力を要し、大変苦慮している。また、時間が経過している場合や、そもそも津波により、証憑類が散逸している場合も多く、賠償請求そのものが困難となる事案も散見される。

例えば、観光業の風評被害への請求に対しては、風評の影響が根強い韓国や香港からの観光客数が大きく減少する中、提示された賠償対象期間が 1 年間と短いことや観光客減少による減収分を損害から除外し、かつ提出困難な立証資料を求めるなど、事業者に負担を強いている状況にある。

以上を踏まえ、東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、証憑類の提出を求めるに当たっては、請求者の実情を十分に斟酌するとともに、請求者の負担軽減に最大限配慮

し、代替資料の活用を積極的に図るなどの柔軟な対応により、今後とも賠償手続の一層の簡素化に努めること。

(3) 被害の実態に即した損害賠償の実施について

生産者、事業者による賠償請求に関しては、基本的にその全てが原発事故に起因するものである。損害賠償に際して、東京電力ホールディングス株式会社は、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に依拠していないなど、いまだに消極姿勢にある。

原発事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が确实・迅速に行われ、また、あらゆる風評被害について、風評が完全に払拭されるまで賠償が行われる必要がある。

東京電力ホールディングス株式会社は原発事故の原因者たる責任を十分に自覚し、請求者との協議に当たっては、本県特産のホヤの養殖業者をはじめ、農林水産の生産者、事業者が被っている損害の実態を十分に斟酌し、原発事故に起因する被害が存在する限り、その賠償金の支払いに向け、真摯かつ柔軟な対応に努めること。

また、イノシシについては、原発事故後、捕獲頭数が激増しているが、埋設処分には限界があり、処理施設の要望が強く出され、国の補助の活用も見込まれるが、自己負担分と運営費用について、補償すべきと考える。

さらに、原発事故によりシイタケ原木として利用できない立木については、平成27年3月19日のプレスリリースによると福島県についてのみ補償の対象としているが、県境にとらわれることなく、放射性物質濃度により、本県の立木も同様に補償の対象とすること。

加えて、丸森町のタケノコについては、旧町村8地区のうち、5地区について出荷制限の解除が行われたが、残りの地区についても早期に出荷できるよう、引き続き非破壊式放射能検知器の導入等の対策を講じること。

(4) 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

県内自治体や生産組合，事業者等においては，風評被害の拡大を防止し，住民の不安を解消するため，製品の安全性周知のための自主的な放射能検査の実施及び検査結果の公表や販売促進のためのイベント企画，広報活動等に精力的に取り組んでおり，これらに要する多額の経費が財政的に大きな負担となっている。こうした追加的な経費は，全てが原発事故に起因するものであり，東京電力ホールディングス株式会社は実情を斟酌し，当該経費への補償を十分に行うこと。

2 原発事故の早期完全収束の実現

東京電力ホールディングス株式会社は，本県産業に係る風評被害の根源である福島第一原子力発電所事故の早期完全収束に向け，国の指導のもと，全社を挙げ対策に全力を挙げて傾注すること。特に，放射能汚染水への対応に関しては，以下の点について確実に実施すること。

(1) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

水産業は本県の基幹産業であり，これ以上風評被害の拡大を招く事態は断じて容認できない。放射能汚染水の海洋への流出に起因する本県水産業における風評被害については，その収束に向けて，汚染水の海洋流出の懸念を完全に払拭することが急務であり，東京電力ホールディングス株式会社は，国の指導のもと，汚染水に係る抜本対策及び緊急対策を早急かつ確実に履行し，もって汚染水の海洋への流出を完全に阻止すること。

(2) トリチウム汚染水の海洋流出の絶対阻止について

昨年8月下旬には，トリチウム汚染水の処分方法について，福島県等で説明・公聴会が開催された。東北地方の水産物は今でも風評による買い控えや輸入禁止措置に見舞われている上，今年4月には世界貿易機関（WTO）の上級委員会において，韓国による水産物輸入禁止措置に対する我が国の主張が認められなかった。海洋放出の処理方法については，

収束させようとしている風評問題をさらに拡大及び深刻化させるおそれがある。平成 29 年 9 月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を本県議会が国会や関係省庁に提出しているところであり、たとえ机上での処理コストは有利であろうと、復興途上の被災地が受けるダメージは大きく、絶対容認できるものではないため、将来にわたり当該方法を採用しないこと。

さらに、東京電力ホールディングス株式会社は、原発事故の原因を作った当事者として、関係機関と連携しながらトリチウムを除去するための研究・開発に積極的に取り組むよう努めること。

(3) 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

これまでの発電所内における度重なるトラブルの発生と当該事象に係る公表の遅れや不十分な説明により、本県のみならず全国の消費者等において原発事故対応への不信感が増幅し、結果として本県産品や観光業において風評被害が拡大している。風評被害の払拭に向けては、発電所におけるトラブルの防止はもとより、発生した事象、周辺環境の汚染状況等について、正確な情報を分かりやすく発信し、消費者等に対し現状についての正しい理解を広めることが肝要である。この点、東京電力ホールディングス株式会社は、今後とも、原発事故の原因者たる責任を自覚し、風評被害の払拭に向け十分な対策を講じ、説明責任を確実に果たすこと。